

平成24年度尾道市人事行政の運営等の状況

「地方公務員法」及び「尾道市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、平成24年度尾道市人事行政の運営等の状況について公表します。

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況 (平成24年4月1日～平成25年3月31日) (単位:人)

職 種	採用者数		前年度採用者数
	平成24年度	平成25年度	平成24年度
市長事務部局等			
主事(一般事務職)	13	9	9
技師	5	2	2
保育士	2	5	5
教諭	2	4	4
消防	5	7	7
教授等	0	5	5
管理主事、指導主事、主任指導主事	5	2	2
運転員兼衛生員	0	10	10
運転員兼労務員	0	2	2
尾道市立市民病院			
医師	8	10	10
看護師	21	20	20
診療放射線技師	1	1	1
薬剤師	1	1	1
栄養士	0	2	2
作業療法士	0	1	1
理学療法士	2	2	2
言語聴覚士	2	0	0
臨床検査技師	0	3	3
臨床工学技士	2	1	1
主事(一般事務職)	1	1	1
保健師	1	0	0
歯科技工士	1	0	0
公立みづき総合病院			
医師	8	8	8
臨床検査技師	0	2	2
療法士	15	6	6
看護師	15	8	8
薬剤師	1	0	0
臨床心理士	2	0	0
社会福祉士	4	3	3
歯科衛生士	0	2	2
臨床工学技師	0	1	1
管理栄養士	1	0	0
介護福祉士	8	8	8

(2) 職員の退職等の状況 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)

区 分	市長事務部局等		病院事業管理局			
	人数	前年度人数	尾道市立市民病院	公立みづき総合病院	人数	前年度人数
定年退職	50	46	3	—	4	5
勸奨退職	21	34	5	—	0	0
普通退職	5	21	22	—	24	25
分限免職	0	0	0	—	0	0
懲戒免職	1	0	0	—	0	0
失職	0	0	0	—	0	0
死亡退職	0	3	0	—	0	0
計	77	104	30	—	28	30
再任用職員	11	17	1	—	0	0

(3) 部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数(人)			対前年増減(人)		
		平成23年	平成24年	平成25年	平成23年	平成24年	平成25年
一般行政部門	議会	9	9	9	—	—	—
	総務企画	183	172	159	△6	△11	△13
	税務	70	68	69	△4	△2	1
	労働	0	0	0	—	—	—
	民生	256	233	221	△15	△23	△12
	衛生	133	124	116	1	△9	△8
	農林水産	40	39	39	△2	△1	—
	商工	26	25	24	—	△1	△1
	土木	106	111	107	△8	5	△4
	小計	823	781	744	△34	△42	△37
部特別行政部門	教育	285	215	206	△6	△70	△9
	消防	227	219	215	△3	△8	△4
	小計	512	434	421	△9	△78	△13
公営企業等会計部門	普通会計	1,335	1,215	1,165	△43	△120	△50
	病院	857	888	933	27	31	45
	水道	69	67	66	△3	△2	△1
	交通	1	1	1	△3	—	—
	下水道	15	15	15	—	—	—
	その他	50	48	49	—	△2	1
	小計	992	1,019	1,064	21	27	45
合計	2,327	2,234	2,229	△22	△93	△5	
条例定数	2,622	2,371	2,371	28	△251	—	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

(4) 地位別職員数の状況(一般行政職)

(単位:人)

区 分	男性	女性	計
部長級	15	1	16
課長級	47	6	53
課長補佐級	69	13	82
係長級	108	53	161

2 職員の給与の状況【市長の事務部局等】

(1) 平成24年度の人件費の状況(普通会計決算)

住民基本台帳人口(年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 平成23年度の比率
145,921人	57,199,424千円	207,037千円	11,765,283千円	20.6%	23.2%

(2) 平成24年度の職員給与費の状況(普通会計決算)

職員数 (A)	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
1,214人	4,823,825千円	774,404千円	1,738,927千円	7,337,156千円	6,044千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成24年4月1日現在の職員数で、短時間勤務職員は含みません。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況 (平成25年4月1日現在)

一般行政職			技能労務職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
353,025円	404,028円	44.6歳	348,966円	379,761円	51.4歳

(注) 「平均給料月額、平均給与月額および平均年齢」とは、職種ごとの職員に係る給料月額、給与月額の総額、給与月額の総額および年齢の総和をそれぞれ当該職員数で除して得た額および年齢であり、必ずしも、平均年齢に該当する職員が受ける給料月額または給与月額の平均が平均給料月額または平均給与月額と一致するものではありません。

(4) ラスパイレス指数の推移(一般行政職)

平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
99.8	98.3	99.5	99.8	109.8(101.5)

(注) 1 ラスパイレス指数は、国家公務員の給与水準を100として、尾道市職員の給与水準を比較した数字です。
2 平成24年欄における()書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の数字です。

(5) 一般行政職員の初任給の状況 (平成25年4月1日現在)

区 分	尾道市	国
上級(大学卒)	172,200円	163,987円(172,200円)
中級(短大卒)	152,800円	—
初級(高校卒)	140,100円	133,418円(140,100円)

(注) 国欄における()書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(平成25年4月1日現在)

区 分	経験年数10年～15年	経験年数15年～20年	経験年数20年～25年	
一般行政職	大学卒	289,416円	340,796円	374,280円
	高校卒	—円	276,140円	335,479円
技能労務職	高校卒	—円	—円	(25年～30年) 330,760円

(7)一般行政職の級別職員数の状況(平成25年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計	
標準的な職務内容	係員	係員	係員	主任	係長	課長補佐	課長	部長		
職員数	18人	28人	51人	192人	158人	82人	52人	15人	596人	
構成比	3.0%	4.7%	8.6%	32.2%	26.5%	13.8%	8.7%	2.5%	100%	
参考	1年前の構成比	1.5%	5.2%	10.1%	32.0%	26.4%	13.9%	8.5%	2.4%	100%
	5年前の構成比	1.7%	2.0%	20.9%	30.8%	20.4%	13.4%	8.1%	2.7%	100%

(注) 1 給与条約に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 再任用職員は含んでいません。

(8)職員手当の状況(平成25年4月1日現在)

区分	尾道市			国	
期末手当	国と同じ			6月期	1.225月分(0.65)月分
勤勉手当	国と同じ			12月期	1.375月分(0.80)月分
	国と同じ			計	2.6月分(1.45)月分
退職手当	国と同じ			(支給率)	自己都合 勤続20年 23.03月分
	1人当たりの平均支給額	3,289千円	25,256千円	勤続25年 32.83月分	勤続35年 46.55月分
	国と同じ			最高限度額	55.86月分
	国と同じ			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%)

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。
 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

地域手当	支給対象地域	東京都特別区	広島市
	支給率	18%	6%
	支給対象職員数	-	7人
	国の制度(支給率)	18%	10%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額(平成24年度)	582,336円	251,790円

特殊勤務手当(平成24年度)	区分	全職種	
	職員全体に占める手当支給職員の割合	23.6%	
	支給職員1人当たり平均支給年額	88,587円	
	手当の種類(手当数)	12種類	
時間外勤務手当	平成24年度	支給総額	245,501千円
		職員1人当たり平均支給年額	191千円
	平成23年度	支給総額	481,609千円
		職員1人当たり平均支給年額	267千円

区分	内容
扶養手当	扶養親族である配偶者……………13,000円
	配偶者以外の扶養親族……………6,500円
	配偶者のない扶養親族のうち1人……………11,000円
	扶養親族のうち特定期間にある子(1人につき・加算)……………5,000円
住居手当	借家
	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 最高支給限度……………27,000円
通勤手当	交通機関利用者
	最高支給限度額 1か月あたり……………55,000円
	交通用具利用者
	距離に応じて支給(1km以上)……………2,200円~24,700円

(注) 国との比較では、扶養手当、住居手当および通勤手当の交通機関利用者の支給額は国と同じで、それ以外は一部異なっています。

(9)特別職の報酬等の状況(平成25年4月1日現在)

()書きは給料カット後の額

区分	給料月額等	
給料	市長	940,000円(864,800円)
	副市長	780,000円(725,400円)
報酬	議長	520,000円
	副議長	480,000円
	議員	450,000円
期末手当	市長	6月期 1.90月分
	副市長	12月期 2.05月分
		計 3.95月分
	議長	6月期 1.90月分
	副議長	12月期 2.05月分
	議員	計 3.95月分

3 職員の分限および懲戒処分の状況

(1)分限処分者数(平成24年4月1日~平成25年3月31日)(単位:人)

区分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合					
心身の故障の場合			62		62
職に必要な適格性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
条例で定めた事由による場合					
計			62		62

※この人数は延べ人数であり、重複して発令した人を含みます。

(2)懲戒処分者数(平成24年4月1日~平成25年3月31日)(単位:人)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	2			1	3
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	3				3
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合				1	1
計	5			2	7

※この人数は延べ人数であり、重複して発令した人を含みます。